

件名	愛媛県環境審議会条例の一部を改正する条例
主管課	環境政策課
根拠法令等	

【改正の概要】

委員定数を見直すための改正 { 委員会・審議会の見直し方針（H20.7.29策定）を踏まえ、
審議会の運営の効率化の観点から見直しを行う。 }

（組織）

第2条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。ただし、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の事務（以下「水質汚濁防止に関する事務」という。）を行う場合にあっては、水質特別委員 5 人以内を含めるものとする。

↓
16人

↓
2人

施行日 公布の日

【その他参考事項】

1 委員・水質特別委員の構成

区分	構成	改正前	改正後
委員	学識経験者	17人	11人
	各種団体	8人	4人
	公募委員	5人	1人
合計		30人	16人
水質特別委員	国の関係地方行政機関の長又はその指名する職員	5人	2人

2 愛媛県環境審議会の概要

設置根拠 環境基本法第43条第1項

自然環境保全法第51条第1項

審議事項 環境基本法（環境保全に関する基本的な事項等）、自然環境保全法（自然環境の保全に関する重要事項）、愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（野生動植物の多様性の保全を図るための基本方針の策定等）その他8法律5条例に規定された事項について、諮問に応じ意見を述べる。

委員の任期 2年

部会 次の部会が設置されている。

部会名	所掌事項	委員数
温暖化対策部会	地球温暖化対策及び環境の保全に関する計画（他の部会の所掌する計画を除く。）に関する事項	7人
化学物質環境保全部会	化学物質等による環境汚染に係る生活環境の保全に関する事項	3人
自然環境部会	自然環境の保全、県立自然公園及び県立都市公園に関する事項	9人
鳥獣保護部会	鳥獣保護及び狩猟に関する事項	6人
温泉部会	温泉に関する事項	4人